海上保安制度創設70周年記念式典 最高裁判所長官祝辞

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、海上保安制度創設70周年記念式典が 挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し述べます。

今から70年前、終戦の傷跡も癒えぬ我が国の周辺海域は、密航や密輸などの海上犯罪が多発しておりました。そのような中、海上保安庁法が施行され、我が国の海上保安制度が創設されました。

以来、海上保安制度は、海上における安全及び治安の確保を図るべく、その時々の情勢を踏まえながら、今日まで、逐次改正を重ね、国民が信頼を寄せる制度として定着してまいりました。

この間、海上保安庁におかれましては、海上における法令の励行と犯罪 の予防及び鎮圧並びに犯人の捜査及び逮捕などを通じ、我が国の周辺海域 における安全及び治安の確保に日夜尽力されてきました。

昨今、外国漁船による違法操業への対応や東京オリンピック・パラリンピックでの安全対策など、以前にも増して治安の確保が求められる中、海上保安制度に対する国民の期待は、ますます高まっていると申せましょう。

本日の式典に当たり、海上保安制度の発展の歩みを顧み、その運営に貢献してこられた各位に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、海上保安制度が一層の発展を遂げられますことを祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

平成三十年六月四日 最高裁判所長官 大谷 直人